

窓の断熱化のご申請を検討されている方へ

●申請できる要件

- ①板橋区内の住宅（戸建・集合、個人・法人等）であり、対象となる**1居室全ての面積 0.2㎡以上の窓に新しく内窓を設置、あるいは窓又はガラス交換を行う方。**
- ②補助金交付申請時点において、**設置工事に着手していないこと。**
- ③**平成 31 年 3 月 20 日までに設置を終え、設置完了報告書等を提出できること。**
- ④個人の場合 住民税および軽自動車税を**滞納していないこと。**
- ⑤法人の場合 法人住民税を**滞納していないこと。**

●対象となる機器等

- ①厚さ 3mm以上のガラスの内窓の設置
 - ②ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下となる窓またはガラスの交換
- ①②いずれかで、対象となる 1居室全ての面積 0.2㎡以上の窓（玄関扉を除く外部との出入りに用いる扉の面積が 1/2 以上がガラスのものは含む。）の断熱改修を行うものであること。また、対象となる 1居室内にある天窗、間仕切壁の窓、および断熱化済みの窓で①②の要件を満たすものは対象外とする。

●補助金額

設置に要する経費の 25%（上限 100,000 円）

※施工に直接必要のない経費は除きます。



●申請期間

平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 8 日

※予算がなくなり次第終了となります。

●注意点

- ☆ **工事着手日前までに**補助金交付申請書等を提出していただく必要があります。
- ☆既存の窓の断熱改修が対象であり、**新築・増築の窓は対象となりません。**
リフォーム等で窓の位置が変更になる場合につきましては、別途ご相談ください。
- ☆交付申請時に既存の状態を示す写真、完了報告時に施工中・施工後の写真を提出していただく必要があります。（※**各状態を示す写真の提出がない場合、補助金を受けることができません。**）

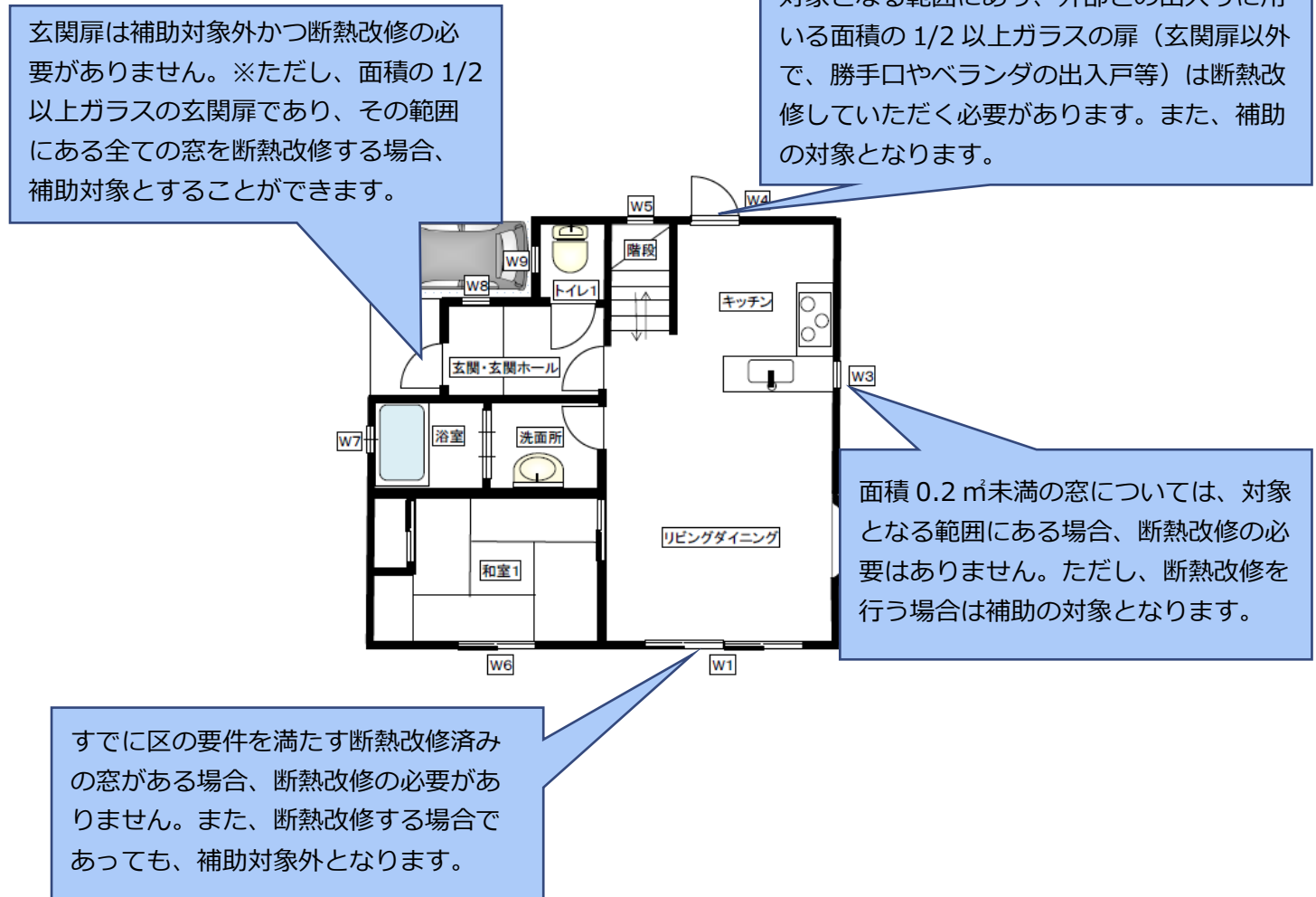
● 1居室全ての窓とは

- ・間仕切り壁・仕切り戸等のない一体化した1つの空間の範囲にある面積 0.2 m²以上の全ての窓を断熱改修していただく必要があります。

● 対象となる居室とは

- ・リビング、ダイニング、台所、書斎又は寝室等（建築基準法上の居室）を指します。

● 補助対象・補助対象外箇所例



※窓と一体となった換気小窓（窓を閉めた状態で換気を行うことができる、窓に組み込まれた小窓であり、ガラスの面積が0.2 m²未満のもの）について、断熱改修の対象から除外することができます。ただし、換気小窓と一体となった窓をあわせて断熱改修する場合、補助対象となります。

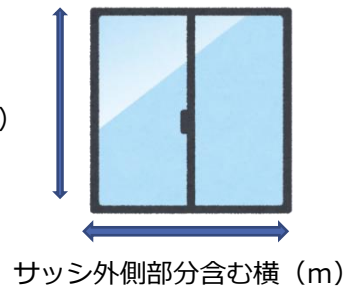
※天窓・間仕切り壁の窓については補助対象外かつ断熱改修の必要がありません。

※その他わからない点がございましたら、お問い合わせください。

●面積 0.2 m²未満の窓の図り方について

サッシ外側の縦 (m) × サッシ外側の横 (m)
= 面積 (m²)

サッシ外側部分含む縦 (m)



●申請に必要な書類〈全申請者共通〉

※申請は必ず**工事着手日前**に行ってください。

- ①補助金交付申請書 (申請書は2ページありますのでご注意ください。)

※区ホームページでダウンロードできます。また板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しております。

- ②機器等の設置に係る見積書とその内訳書の写し

設置する製品、数量、大きさ等がわかるもの

- ③パンフレット・カタログ等

設置する製品の規格・仕様・性能等がわかるもの (区の要件を満たすことがわかるもの)

- ④既存の状態を示す写真 (補助対象箇所全て) (写真例参考)

※対象となる1居室に面積 0.2 m²未満の窓や断熱改修済みの窓がある場合、既存の状態を示す写真を提出してください。

※窓全体がわかるよう写してください。



- ⑤施工箇所がわかる図面 (手書き不可)

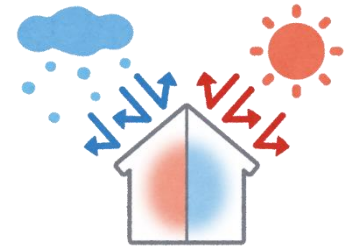
※対象となる1居室に面積 0.2 m²未満の窓がある場合、断熱改修しない場合であっても、図面等においてサイズ (縦、横の長さ) を記載してください。

※断熱改修済みの窓がある場合、図面に記載してください。

※②~⑤に関して、施工する窓に通し番号を振る等、見積書とパンフレット・写真・図面の窓がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。

提出書類が手元にあるかどうか、欄にチェックを入れて確認してください

●その他場合によって必要になる書類



①発行後3か月以内の納税証明書（板橋区外で課税されている方は必須）

- ・住民税及び軽自動車税納税証明書、または非課税証明書

【平成30年9月30日以前の申請の場合⇒平成29年度の証明書】

【平成30年10月1日以降の申請の場合⇒平成30年度の証明書】

※板橋区が住民登録地かつ課税地の場合、補助金交付申請書2枚目に記載があります「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。

②建物の登記事項証明書（発行後3か月以内）

※窓断熱改修を行う場所に申請者が居住し、住民登録地である場合、原則不要です。

③リフォーム前・リフォーム後の図面

リフォーム等により対象となる1居室の間取りや窓の位置が変更になる場合、必ずご提出ください。

④対象となる1居室にすでに断熱改修済みの窓が含まれている場合

…区の要件を満たすことがわかる書類（断熱改修済みの窓であることがわかる写真、性能証明書、施工証明書等のいずれか）

⑤所有者同意書

- ・設置する住宅等が自己所有でない場合や共同所有の場合等、必要になります。

（区ホームページからダウンロードできます。また板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しております。）

⑥管理組合による承認書等

マンション等に居住し、窓の断熱改修が管理組合による承認が必要な場合、承認を得たことがわかる書類をご提出ください。

☆窓の位置が変更になる場合等、工事内容により別途必要な書類をご提出していただく場合があります。

☆ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

●申請方法

- ①申請者本人による窓口申請
- ②施工業者等代理人による窓口申請（委任状不要）
- ③郵送による申請

●担当・問い合わせ先

板橋区 資源環境部 環境政策課 低炭素社会推進係（板橋区役所北館7階12番窓口）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページアドレス

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html